

児童虐待の未然防止と早期対応に
向けた情報共有等に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）、さいたま市（以下「乙」という。）及び埼玉県警察（以下「丙」という。）は、児童虐待の未然防止並びに早期対応による児童の安全確保に向け、緊密な連携を図り、相互に情報を共有するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、児童虐待の未然防止と早期対応による児童の安全確保など児童虐待事案（児童虐待の疑いを含む。以下同じ。）への的確な対応に向け、緊密な連携を図り、相互に情報を共有することを目的とする。

（内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的に照らし、相互に連携・協力し、児童虐待事案に、関する情報を共有するものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の運用に際して知り得た情報を目的外に使用しないこととし、また正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（効力の発生）

第4条 本協定は、平成29年7月1日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が協定の終了を通知しない限り、効力を有するものとする。

（協議）

第5条 本協定の締結による実施事項については、別に定める「実施事項」のとおりとする。

2 本協定に定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月15日

甲 埼玉県福祉部長

乙 さいたま市子ども未来局長

丙 埼玉県警察本部生活安全部長

実施事項

児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有等に関する協定書第5条第1項に基づき、当該情報共有等に関する実施事項を次のとおり定める。

1 警察からの照会

- (1) 警察は、児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、児童相談所に対し、当該児童に係る過去の取扱状況等について照会し、照会の結果により得られた情報について勘案した上、当該児童の通告の要否を判断する。
- (2) 警察は、(1)の照会にあたっては、児童相談所に対し、児童の氏名、生年月日、住所等のほか、事案対応時の状況等について情報を提供する。
- (3) 児童相談所は、警察からの照会に対し、児童相談所が保有する関係記録等を確認して回答する。
- (4) 警察及び児童相談所は、照会に関する情報を記録し、保存するとともに、その後の対応にいかすため適切に管理する。

2 情報共有

1による警察からの照会による情報共有以外の情報共有については、以下のとおりとする。

(1) 児童相談所から警察に対する情報提供

児童相談所は、警察に対し、次に掲げる情報を提供する。

- ア 警察から通告を受け一時保護した事案で、一時保護を解除し家庭へ戻る場合など、再被害防止の観点から警察との連携が必要と認められる情報
- イ アによる事案のほか、警察から通告を受けた全ての事案の措置状況などに関する情報
- ウ 児童相談所が把握した事案のうち、児童に負傷又は著しい発育の遅れが認められる事案に関する情報
- エ 児童相談所が把握した事案のうち、事件となる可能性のある事案に関する情報
- オ 児童相談所が把握した事案のうち、児童の安全確認において保護者の強い抵抗が予想されるなど、警察の協力や援助を要する事案に関する情報
- カ そのほか、児童相談所長が必要と認めた情報

(2) 警察から児童相談所に対する情報提供

警察は、児童相談所に対し、次に掲げる情報を提供する。

- ア (1)アウエオカにより、児童相談所から提供を受けた情報に係る児童を取り扱った場合、その取扱結果等の情報
- イ そのほか、警察署長が必要と認めた情報

3 情報共有の方法

- (1) 児童相談所から警察に対する情報提供は、2(1)アウエオカについては管轄する警察署生活安全課に行い、2(1)イについては埼玉県警察生活安全部少年課に行う。

- (2) 警察から児童相談所に対する情報提供は、管轄する児童相談所に行う。
- (3) (1)(2)のほか、事案の緊急性や必要性に応じて相互に実施する。

4 実施事項の見直し

本実施事項は、埼玉県福祉部こども安全課、さいたま市子ども未来局子ども育成部児童相談所、又は埼玉県警察本部生活安全部少年課の要請により、三者協議の上、適宜見直しを実施する。

平成 29 年 6 月 15 日